

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（リチウムイオン蓄電池に関する危険物法令の改正概要）

消防庁危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第191号。以下「改正政令」という。）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第49号。以下「改正省令」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和7年総務省告示第161号。以下「改正告示」という。）を令和7年5月14日に公布しました。本稿では、改正政令等のうち、リチウムイオン蓄電池に関する改正の概要について一部紹介します。

なお、法令名については次のとおり略称を用いましたのでご承知ください。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）…危政令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）…危規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）…危告示

2 改正の背景

リチウムイオン蓄電池に使用されている電解液は、一般的に、消防法令上の危険物（第4類第2石油類等）に該当し、一定量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物規制が適用されます。

そのような中、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットINGとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされたほか、「一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備につい

て、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされました。

このことを踏まえ、消防庁では「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、工場等におけるリチウムイオン蓄電池に関する規制について検討し、規制の見直しを行ったものです。

3 改正政令及び改正省令の概要

（1）一般取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

電気自動車（EV）の組立工場等においてリチウムイオン蓄電池（以下単に「蓄電池」という。）を製品に組み込む作業は、一般的に消防法令上の危険物の取扱いに該当し、一定数量以上の蓄電池を取り扱う工場等については、危険物施設（一般取扱所）としての技術上の基準に適合する必要があります。

例えば、従来ガソリン車の製造等を行っていた組立工場等の既存施設を電気自動車（EV）の組立工場等として使用するためには、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離や危険物施設の周囲に設ける保有空地が必要となるほか、工場等の全体に泡消火設備等を設置するなど、当該既存施設を技術上の基準に適合させるための大幅な改修工事等が必要となります。

このことを踏まえ、次のアからウの作業ごとの危険性に応じた安全対策を講じる場合は、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離や危険物施設の周囲に設ける保有空地等の規定を適用しない特例規定を設けたほか、アからウの作業を行う部分をそれぞれ一の危険物施設として建築物の一部に設けることができるものとししました（危政令第19条第2項第5号の2、危規則第28条の54第5号の2、第28条の59の2関係）。

以下に各作業の主な安全対策を示します。

ア 蓄電池を製造する作業

（ア）危険物の流出、危険物への引火、延焼拡大を防止するための対策として、次に掲げる基準に



適合すること。

- i 液状の危険物を取り扱う設備の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- ii 危険物を取り扱う設備の周囲に幅3 m以上の空地を設けること。
- iii 危険物を取り扱う設備は、当該内部で発生した可燃性の蒸気等が当該設備の外部に拡散しない構造等とすること。
- iv 蓄電池の充電率は、蓄電池を充電・放電作業を行う場合を除き、60%以下とすること。
- v 危険物を取り扱う設備及びその周囲等に泡消火設備等を設けること。

(イ) 迅速かつ円滑な初期消火、避難、消防活動のための対策として、一般的な工場に求められる消防用設備等を設置すること。

(ウ) 危険物施設（蓄電池を製造する作業）として建築物の一部に設ける場合、製造する作業等を行う部分は、その他の部分と耐火構造の壁等で区画すること。

イ 蓄電池や当該蓄電池を用いた製品を組み立てる作業
(ア) 蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3 m未満となる場所をいう。）であって、当該蓄電池に用いられる危険

物の数量の総和が指定数量以上となるもの（ウ（ア）に規定する充放電作業場所を除く。以下「集積場所」という。）は、次の i 又は ii に掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

i 充電率が30%を超え60%以下の蓄電池で、次の（i）から（iv）までに適合すること。

（i）集積場所の周囲に幅3 m以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から3 m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

（ii）一の集積場所の床面積は、20㎡以下とすること。

（iii）床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

（iv）蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。）以外の可燃物を置かないこと。

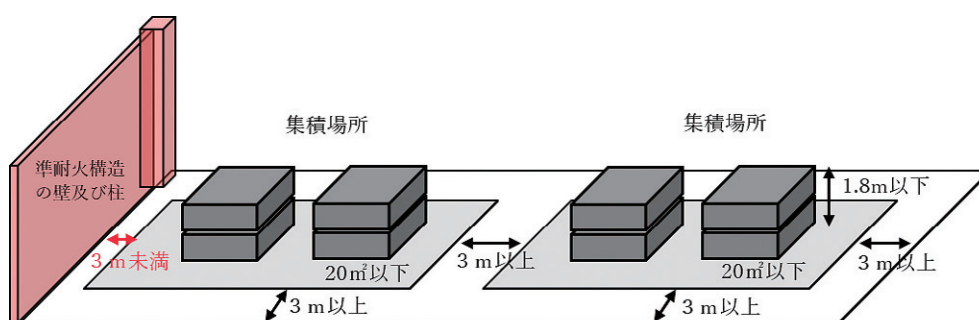


図1

ii 30%以下の蓄電池で、次の（i）又は（ii）に適合すること。

（i） i（i）から（iv）までに適合すること。

（ii） i（i）及び（iv）のほか、次の①から③までに適合すること。

① 一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であって、床

面積が20㎡以下であるものをいう。）と他の集積単位との間に4（2）で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅3 m以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

② 床面から蓄電池の上端までの高さは、6 m以下とすること。



- ③ 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は上階の床、天井を

設ける場合は天井）までの高さは、2 m 以上とすること。

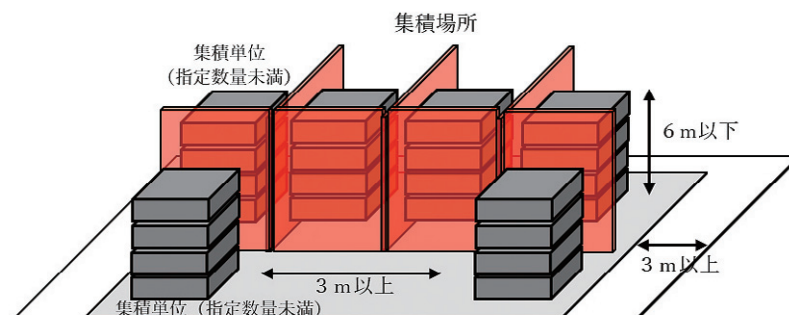


図2

- (イ) 蓄電池は、4（1）に定める基準に適合するものであること。
 (ウ) 迅速かつ円滑な初期消火、避難、消防活動のための対策として、一般的な工場に求められる消防用設備等を設置すること（ア（イ）と同じ）。
 (エ) 危険物施設（蓄電池等を組み立てる作業）として建築物の一部に設ける場合、組み立てる作業等を行う部分は、その他の部分と準耐火構造の壁等で区画すること。

ウ 蓄電池を充電・放電する作業

- (ア) 蓄電池を充電し、又は放電する作業を行う場所（以下「充放電作業場所」という。）は次のいずれかの対策を講ずること。
 i 充放電設備をキュービクル式のものとすること。
 ii 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の（i）及び（ii）を満たすこと。
 (i) 充放電作業場所は、一の充放電作業場所の床面積を20㎡以下とすることや床面から蓄電池の上端までの高さを1.8m以下とすること等の基準に適合すること。
 (ii) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合に、充放電設備内の蓄電池を水没させる措置又は4(5)に定める耐火性を有する材料で造られた箱の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置等を講ずること。
 iii 蓄電池の充電率を60%以下に制御し、かつ、充電作業場所はイ（ア）i 又はiiに掲げ

る充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

- (イ) 蓄電池は、4（1）に定める基準に適合するものであること（イ（イ）と同じ）。
 (ウ) 充放電作業場所は、所定の性能を有するスプリンクラー設備を設置すること。
 (エ) 迅速かつ円滑な初期消火、避難、消防活動のための対策として、一般的な工場に求められる消防用設備等を設置すること（ア（イ）と同じ）。
 (オ) 危険物施設（蓄電池を充電・放電する作業）として建築物の一部に設ける場合、充電・放電する作業を行う部分は、その他の部分と準耐火構造の壁等で区画すること。

(2) 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵等する屋内貯蔵所の特例規定の整備（一棟規制）

蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、次に掲げる基準に適合するもの（設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されている建築物に限る。）については、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離、危険物施設の周囲に設ける保有空地及び貯蔵倉庫の軒高や面積等の規定は、適用しないこととしました（危規則第16条の2の8第3項関係）。

- ア 貯蔵倉庫の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所である旨を表示すること。
 イ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。
 ウ 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けること。
 エ 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うた



- めに必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- オ 蓄電池の充電率は、60%以下とすること。
- カ 蓄電池は、4（1）で定める基準に適合するものであること。
- キ 蓄電池の周囲3m以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであって、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、クに規定する貯蔵場所にあつては、この限りでない。
- ク 蓄電池を貯蔵する場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3m未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（以下「貯蔵場所」という。）は、当該蓄電池の充電率の区分に応じ、（1）イ（ア）の集積場所の規定の例によること。
- ケ 貯蔵場所（貯蔵場所の周囲に設ける空地を含む。）の床面積（第二種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。）の合計が1,500㎡を超える場合は、床面積1,500㎡以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画す

- ること。
- （ア） 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- （イ） 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。
- i 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
- ii 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。
- （ウ） 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所までの水平距離が50m以下となるようにすること。
- コ 危規則第35条の2第4項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

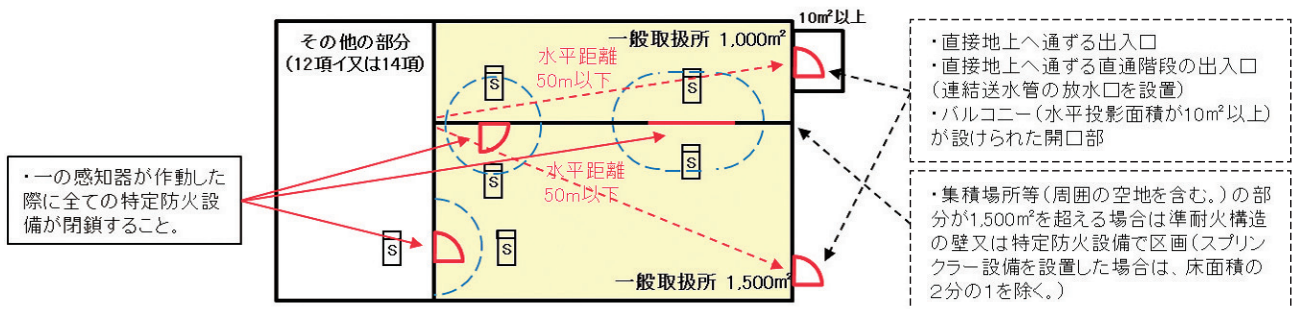


図3

- （3） 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵等する屋内貯蔵所の特例規定の整備（部分規制）
- 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、次に掲げる基準に適合するもの（建築物の一部に存するものであって、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分に設備等技術基準の例により、当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従って、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）については、危険物施設と建築物等の間に設けられる保安距離、危険物施設の周囲に設ける保有空地及び独立した専用の建築物等の

- 規定は、適用しないこととしました（危規則第16条の2の8第4項関係）。
- ア （2）オからコまでの規定の例によること。
- イ 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所が存する旨を表示すること。
- ウ 屋内貯蔵所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。
- エ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、各階の床を地盤面以上に設けること。



オ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（次の（ア）又は（イ）に掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

（ア） 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備

（イ） 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの

i 一の特定防火設備の面積は、 30m^2 以下であること。

ii 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当

該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。

iii 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（i） 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。

（ii） 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。

iv 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。

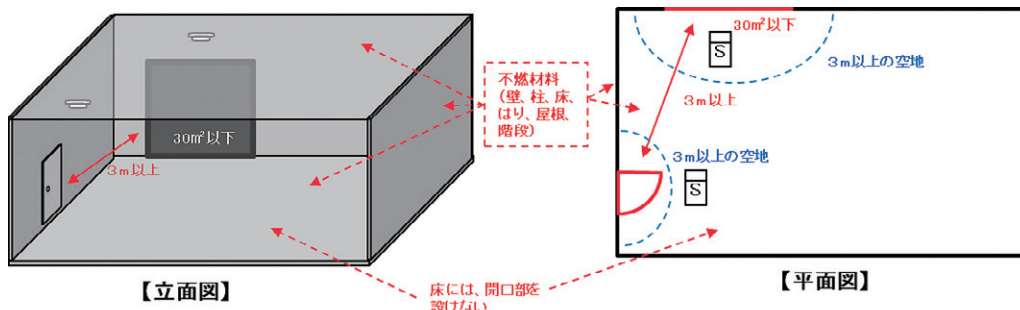


図4

カ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、（2）エの例による設備を設けること。

キ 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第一(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。

（ア） その管理について権原を有する者が建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。

（イ） その管理について権原を有する者と建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の管理について権原を有する者との協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

ク 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同令別表第(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、危政令第9条第1項第1号イ又はロに掲げる建築物等の用途（以下「保安対象用途」という。）に供されるものである場合は、次の（ア）及び（イ）

によること。

（ア） 屋内貯蔵所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m（保安対象用途が危政令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m）以上の距離を保つこと。ただし、次のi及びiiのいずれにも該当する場合は、この限りでない。

i 指定数量の倍数が30未満であること。

ii 屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

（イ） 保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次のi及びiiによること。

i 屋内貯蔵所の用に供する部分を經由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。



ii 屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の

避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

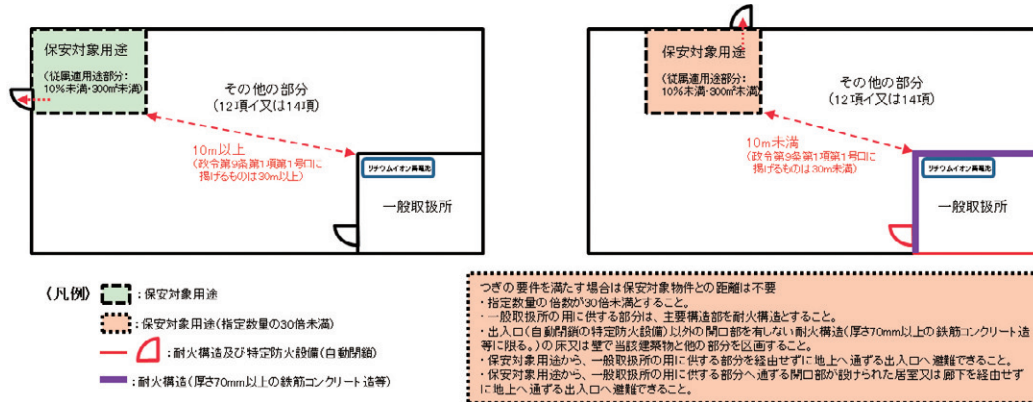


図5

(4) 消火設備の基準に係る特例規定の整備

これまでの基準では、一定数以上の蓄電池を置く施設には、スプリンクラー設備の設置は認められず、泡消火設備等を設置する必要がありました。これは、ガソリン等の水による消火が適さない危険物を想定したものであり、蓄電池のみを取り扱う施設を想定したものとなっていませんでした。

一方、欧米の基準では、蓄電池を設ける場合の消火設備として、スプリンクラー設備を設けることとされているほか、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」(令和3年度から令和4年度)において実証実験を実施した結果、蓄電池が延焼拡大した場合の消火について、スプリンクラー設備が有効であることが確認されていました。

これらのことから、蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所や蓄電池を製造する作業等を専ら行う一般取扱所等のうち、危規則第16条の2の8第3項や危規則第28条の54第5号の2等に掲げる基準に適合し、かつ、次に掲げる基準に適合するものについては、危政令第20条第1項各号及び第2項の規定は適用しないこととしました(危政令第20条第3項、危規則第35条の2、第35条の3、第35条の4関係)。

ア 貯蔵倉庫や工場(建築物の一部に屋内貯蔵所等が存する場合は、屋内貯蔵所等の用に供する部分)(ウの規定により第三種、第四種及び第五種の消火設備を設ける部分以外の部分に限る。)に設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。ただし、第二種のスプリンクラー設備をイに掲げる基準に適合するように設置した場合は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプ

リンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等(消火設備に限る。)(消防法施行令第10条に規定する消火器具を除く。)を設置しないことができる。

イ (1) イ(ア)や(2)ク等に規定する貯蔵場所・集積場所(以下「貯蔵場所等」という。)に第二種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。

(ア) スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが9m以下の位置にある天井(天井のない場合にあっては、屋根の下面)に設けること。

(イ) スプリンクラー設備の放射能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。(ウ)及び(エ)において同じ。)が貯蔵場所等及びその周囲6mの範囲を包含するように設けること。ただし、貯蔵場所から6m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該貯蔵場所から当該壁及び柱までの範囲を包含することをもって足りる。

(ウ) 水源は、その水量が(イ)の放射能力範囲(当該範囲の床面積が230㎡以上となる場合にあっては、床面積230㎡の範囲)に(エ)の性能により60分間(4(3)で定める要件を満たす場合は、30分間。(オ)において同じ。)放水することができる量以上の量となるように設けること。

(エ) (イ)の放射能力範囲内の放水密度が12mm毎

分以上となる性能のものとする。こと。

(オ) スプリンクラー設備を60分以上有効に作

動させることができる容量の予備動力源を附置すること。

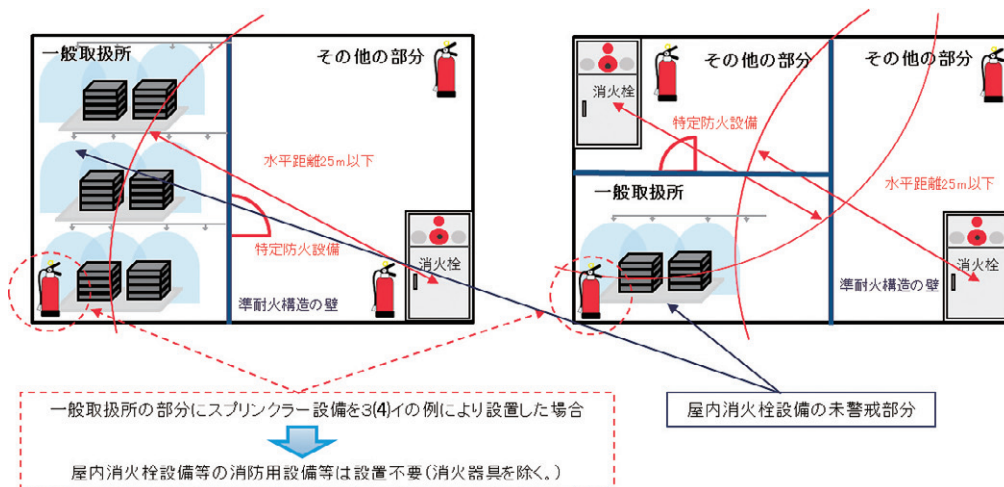


図 6

〈リチウムイオン蓄電池の集積場所に係るスプリンクラー設備の設置方法の例〉

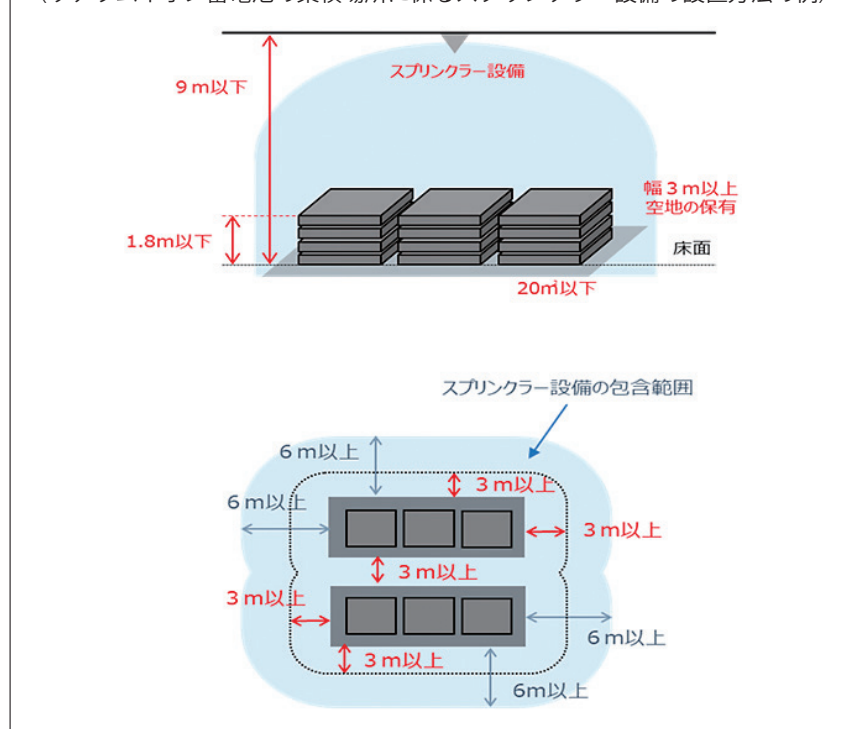


図 7

ウ 蓄電池を製造する作業等を専ら行う一般取扱所等においては、液状の危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの火災を有効に消火できるよう第三種、第四種及び第五種の消火設備を設置すること（(1) ア（ア）vと一部同じ）。

(5) 危険物の運搬における積載方法の特例規定の整備
現行基準では、液体の危険物は、タンクにより貯蔵す

る場合を除き、専用の容器に収納して貯蔵し、又は運搬することが求められますが、次に定めるいずれかの安全対策を講じた場合等は、危険性は十分に低減されと考えられることから、容器に収納して貯蔵し、又は運搬する必要はないものとするのが適当であるとされました（危政令第29条第1項第1号ロ、危規則第40条第1項第2号、第43条の3第3項関係）。

ア 容器に収納しないことができる危険物に係る特例

規定の整備

次のいずれかの方法により貯蔵する場合には、専用の容器に収納しないことができる。

- (ア) 4(1)で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、又はこん包して貯蔵する方法
- (イ) 危告示第68条の2の3で定める基準に適合するキュービクル式の設備により貯蔵する方法
- (ウ) 4(1)で定める基準に適合する蓄電池を次に掲げる基準に適合するように貯蔵する方法
 - i 蓄電池を貯蔵する場所は、3(2)クの例によること。
 - ii 蓄電池の充電率は、60%以下であること。
- (エ) 4(5)で定める基準に適合する箱に入れて貯蔵する方法

イ 危険物の運搬における積載方法に係る特例規定の整備

次のいずれかの方法により運搬する場合には、専用の容器に収納せずに運搬することができる。

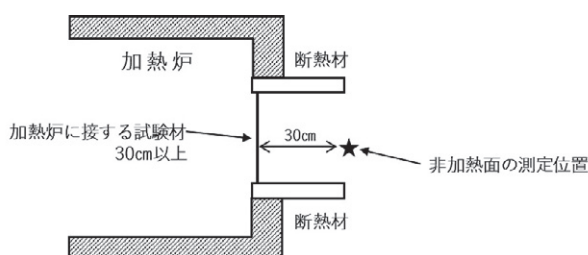
- (ア) 4(1)で定める基準に適合する蓄電池を水が浸透する素材で包装し、若しくはこん包し、又は鋼製の箱に収納し、及び固定して運搬する方法
- (イ) 危告示第68条の2の3で定める基準に適合するキュービクル式の設備により運搬する方法
- (ウ) 4(6)で定める基準に適合する箱に入れて運搬する方法
- (エ) 4(7)定めるところにより運搬する方法

4 改正告示の概要

(1) 蓄電池の基準

危規則第28条の59の2第4項第2号等に定める基準に適合する蓄電池は、次に掲げるものに適合するものとしています(危告示第4条の2の3関係)。

- ア 日本産業規格C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム-第2部：安全性要求事項」
- イ 日本産業規格C4441「電気エネルギー貯蔵システム-電力システムに接続される電気エネルギー貯



蔵システムの安全要求事項-電気化学的システム」

ウ ア及びイと同等以上の出火又は類焼に対する安全性を有するものであること。

(2) 遮蔽板の基準

危規則第28条の59の2第2項第8号ロ(2)(i)等で定める遮蔽板は、その材料が図8に定める耐火試験に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するものとしています(危告示第68条の2の2関係)。

＜遮蔽板の材料の基準について＞

1 試験方法

(1) 加熱炉により、試験材の片面を加熱し、非加熱面での火災、亀裂その他の損傷の有無を確認するとともに、非加熱面側の温度を計測する。

(2) 試験材の一边の長さは30cm以上とする。

(3) 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。
 $T = 345 \log 10(8t + 1) + 20$ (Tは平均炉内温度(℃)、tは試験の経過時間(分))

(4) 非加熱面側の温度は、当該面から30cm離れた位置で計測する。

2 合格基準

次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に合格するものと判定する。

(1) 試験開始から60分間、次のアからウを満たすこと。

ア 非加熱面へ10秒を超えて継続する火災の噴出がないこと。

イ 非加熱面へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。

ウ 火災が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

(2) 試験開始から60分後における非加熱面側の温度の値が80℃を超えないこと。

図8

(3) スプリンクラー設備の水源の特例

危規則第35条の2第4項第2号ハ等で定める要件は、次のとおりとしています(危告示第68条の2の4関係)。

- ア スプリンクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車容易に接近できる位置に設けること。
- イ スプリンクラー設備の送水口から100m以内の距

離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則第34条の2の指定消防水利が存し、当該スプリンクラー設備が放射能力範囲(開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域)を30分間放水することができる量以上の量の水源が確保されること。

(4) 蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準

危規則第35条の4第3項で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ2.4m以下であり、かつ、次の要件を満たすこととしています（危告示第68条の2の5関係）。

ア 棚に設ける蓄電池の容量120kW時を超える場合は、当該蓄電池を120kW時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。

イ 棚は、幅2.2m以下ごとに、厚さ0.9mm以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。

ウ 棚の周囲には、イにより遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備（不燃材料又は難燃処理を施した材料で造ったものに限る。）

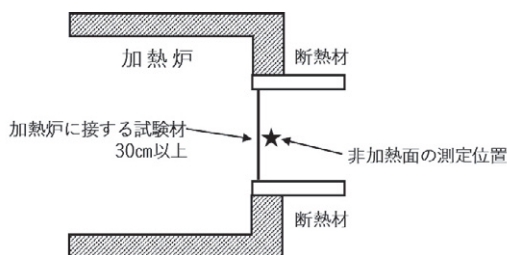


図9

(イ) 第二試験は、図10に定めるところにより行い、合格基準を満たすものであること

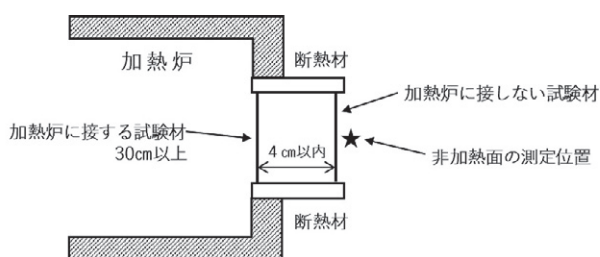


図10

(ウ) 炎又は熱が容易に伝ばするような隙間を有さないものであること。

(エ) イ(イ)の最大重量の物品を収納し、かつ、イ(ウ)の最大積載高さに同種の箱を重ねて積載した場合において、次を満たすものであること。

i 当該箱の上部にかかる荷重によって生じる当該箱の鉛直方向の応力が許容応力を超えない

を設ける場合を除き、1.2m以上の幅の空地を保有すること。

(5) 容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準

危規則第40条第1項第2号ニで定める基準に適合する箱は、次のとおりとしています（危告示第68条の2の7関係）。

ア 箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

(ア) 第一試験は、図9に定めるところにより行い、合格基準を満たすものであること。

第一試験

- 試験方法
 - 加熱炉に1枚の試験材を設置する。
 - 加熱炉により、アの試験材の片面を加熱し、非加熱面での火炎、亀裂その他の損傷の有無を確認する。
 - 試験材の一边の長さは30cm以上とする。
 - 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。

$$T=345\log_{10}(8t-1)+20$$
（Tは平均炉内温度（℃）、tは試験の経過時間（分））
- 合格基準
 試験開始から60分間非加熱面が次の(1)から(3)までを満たすこと。
 - 非加熱面へ10秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。
 - 非加熱面へ10秒を超えて継続する発炎がないこと。
 - 火炎が通る亀裂その他の損傷を生じないこと。

第二試験

- 試験方法
 - 加熱炉に2枚の試験材を設置する。
 - 試験材の間隔は4cm以内とする。
 - 加熱炉により、一の試験材の片面を加熱し、加熱炉に接しない試験材における非加熱面の温度を測定する。
 - 試験材の一边の長さは30cm以上とする。
 - 加熱は、炉内の温度の時間経過が次式で表される数値となるようにする。

$$T=345\log_{10}(8t-1)+20$$
（Tは平均炉内温度（℃）、tは試験の経過時間（分））
- 合格基準
 試験開始から60分後における非加熱面の温度が80℃を超えないこと。

いものであること。

ii 15度傾けた場合に、転倒しないものであること。

(オ) 機械により荷役するものにあつては、当該荷役により加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

イ 箱の見やすい箇所に、次の事項を表示すること。

(ア) リチウムイオン蓄電池を収納している旨

- (イ) 収納する物品の最大重量
 - (ウ) 最大積載高さ
 - (エ) 最大積み重ね荷重
 - (オ) 機械により荷役することができない旨の表示
(機械により荷役しないものに限る。)
- ウ 箱の最大積載高さは、6 m以下とすること。

(6) 運搬容器への収納を要さない危険物を収納する箱の基準

危規則第43条の3第3項第3号で定める基準に適合する箱は、(5)ア及びイの規定の例によるほか、次のとおりとしています(危告示第68条の6の6関係)。

ア 運搬時に加わる衝撃に対し、十分な強度を有するものであること。

イ 箱の最大積載高さは、3 m以下とすること。

(7) 運搬容器への収納を要さない危険物を運搬する方法

危規則第43条の3第3項第4号で定めるところにより運搬する方法は、試験又は研究に用いられる蓄電池を保安上支障がない方法により運搬するものであることとしています(危告示第68条の6の7関係)。

5 おわりに

ここまで、リチウムイオン蓄電池に係る改正政令等の内容について概観しました。なお、本記事は改正政令等の一部を抜粋したものであることを申し添えるとともに、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について(令和7年5月27日付け消防危第116号)も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いします。

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524